理事会の運営に関する規定

昭和57年6月12日制定 昭和58年10月30日改正

- 1. 会則16条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
- 2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
- 3. 理事会の召集にあたっては、書面によって不議事項を明示しなければならない。
- 4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。

ただし、表決にあたっては、予め書面(署名捺印)を以って当該議事に対する意向を 表示した者を、出席者とみなす。

- 5. (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会決定の方針にもとづき、日常業務に執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録(概要)はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
- 6. 理事会には、業務を遂行するために次にような専門委員会を置く。 総務、研究企画、編集、広報渉外、財務
- 7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
- 8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

専門分科会設置に関する規定

昭和57年6月12日制定

- 1. 会則第17条の規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
- 2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。
- 3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 - 1. 設立経過および主旨

2. 名 称

3. 発起人代表者

4. 発起人名簿

5. 連絡事務所

6. その他

- 4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 - 1. 活動状況の概要

2. その他必要と認められる事項

支部に関する規定

昭和56年11月8日制定

1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会の承認をえるものとする。

1. 設立の経過概要

2. 名 称

3. 支部長および役員

4. 会 則

5. 会員名簿

6. その他

- 2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に従って行われるが、その他の事項 については各支部規則においてこれを定めるものとする。
- 3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住する本会正会員 20 名以上をもって 構成する。
- 4. 支部運営のための経費は支部会費によって賄うものとする。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
- 5. 支部は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 - 1. 役員の変更

2. 活動状況の概要

3. その他必要と認められた事項

「レクリェーション研究」発行の手順

